令和6年度 市川市高齢者クラブ 補助金の手引き



高齢者クラブ会員の皆様へ

日頃から市川市の高齢者福祉の取り組みに御協力いただき誠にありがとう ございます。

この「高齢者クラブ補助金の手引き」には、補助金の申請から交付、年度終了後の報告までの手続き等に関する事を記載しております。お手続きの際の参考にしていただければ幸いです。

提出期限: 令和 6 年 4 月 24 日(水)

提出先: 〒272-8501 市川市 地域共生課

(郵便番号、課名の記載のみで届きます。)

市川市 地域共生課 (047-712-8518)

<目 次>

ページ

1	補助金の目的1
2	補助の対象となる高齢者クラブ1
3	補助金の算定方法1
4	書類の提出について2
5	補助金の交付スケジュール3
6	よくある質問4
7	市川市公式 Web サイトからの書類のダウンロードについて5
8	書類作成時の参考資料
	(1) 活動の区分について(No.1-2、2-2関係)6
	(2) 補助対象経費について(No.1-3、2-3 関係)8
	(3) 市川市高齢者クラブ補助金額(令和6年度早見表)(2-3関係)…12
9	参考資料
	・ 令和6年度市川市高齢者クラブ連合会分担金額早見表14
	・ 高齢者クラブおすすめ講師情報16
	・ 高齢者クラブ活動事例紹介18
	・ 市川市高齢者クラブ補助金交付規則20
수 ?	・公益財団法人全国老人クラブ連合会より22

1 補助金の目的

本市では、高齢者クラブの運営を助成し、高齢者福祉の増進を図る目的として、補助金を交付しています。

2 補助の対象となる高齢者クラブ

以下の条件を満たした団体が高齢者クラブ補助金の対象となります。

- (1) 生活と地域を豊かにする活動を行うため、高齢者が自主的に組織していること。
- (2) いかなる政治団体又は宗教団体にも属していないこと。
- (3) 会員の年齢は、おおむね60歳以上であること。
- (4) 活動が円滑に行われる程度の市内の一定区域内に住む者で構成されていること。
- (5) 会員数は、20人以上であること。
- (6) 会費によって運営されていること。
 - ※詳しくは資料 P.20「市川市高齢者クラブ補助金交付規則」をご覧ください。

3 補助金の算定方法

その年の4月1日時点の会員数に応じて、補助金を交付しています。

年間 62,000円 + [(会員数 — 20人)×500円] = 補助金額

- ※会員数について、以下の方は人数に含むことはできません。
 - ・55歳未満の方
 - ・市川市外に住所を有する方
 - ・複数のクラブに所属している方で、既に別のクラブの人数に含まれている 方(どちらの高齢者クラブで人数に含めるか、クラブ間で調整してくださ い。)

4 書類の提出について

(1)提出書類

- ① 申請書類一式(ホチキス留めの書類 1 部)
- 令和5年度分の実績報告
 - □№1-1 高齢者クラブ事業実績報告書
 - □№1-2 令和 5 年度事業報告書
 - □№1-3 令和 5 年度収入支出決算書

令和6年度分の補助金申請

- □№2-1 市川市高齢者クラブ補助金交付申請書
- □№2-2 令和6年度事業計画書
- □№2-3 令和6年度収入支出予算書
- □No.2-4 会員名簿、年齢別等状況表
- □No.3 市川市高齢者クラブ補助金交付請求書
- ②(改正があった場合のみ)会則
- ③(変更があった場合のみ)預金通帳の表紙のコピー銀行名、支店名、口座振込番号、口座名義人がわかるようにコピーを提出してください。(表紙、一枚目など)
- ※3月末で解散するクラブについて

令和5年度分の実績報告(No.1-1~No.1-3)のみご提出ください。 また、解散する旨を地域共生課までお伝えください。

(2)提出先

〒272-8501 市川市 地域共生課

- ※12 月の補助金説明会で提出用封筒を配付しています。
- ※郵便番号及び課名のみの記載で送付できます。
- (3)提出期限

令和 6 年 4 月 24 日 (水)

(4)提出方法

郵送または地域共生課窓口へお持ちください。

※その他の部署では受付出来ません。(行徳支所・大柏出張所・行政サービスセンターなど)

(5)留意事項

- ①令和5年度の決算報告と、令和6年度の申請を併せて行っていただきます。
- ②提出書式につきましては、手書き、パソコンどちらでも構いません。 (書式のダウンロードについては、P.5をご参照ください。)
- ③書類内容について地域共生課から問合せをすることがあります。提出書類について高齢者クラブでも必ず控えを保管してください。
- ※控えはコピー、説明会で配付した予備に写していただくなどどちらでも大丈夫で す。
 - ④書類内容に不備があった場合、クラブの会長にご連絡いたします。内容により、 再提出をご依頼する場合があります。
 - ⑤提出期限までに、書類の作成が困難なクラブは、地域共生課までご連絡ください。
 - ⑥書類を訂正する場合には、訂正箇所に二重線を引いて署名(フルネーム)又は 訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用できません。

5 補助金の交付スケジュール

時期	高齢者クラブ	市川市
令和5年12月		補助金説明会
		補助金関係書類配付
令和6年2月		補助金書類書き方説明会
令和6年4月	申請書類一式の提出	書類内容の確認
	・令和5年度分の実績報告	
	・令和6年度分の補助金申請	
	(締切:令和6年4月24日)	
令和6年5月以降		補助金交付決定、振込み

※補助金交付の決定通知は、高齢者クラブ理事会を通して各クラブにお渡し予定です。

6 よくある質問

ご質問	回答
補助金はいつ頃振り込まれますか。	例年、6~8月頃の振込です。
書類は任意の様式でよいでしょうか。	名簿については、任意の様式で構いません。 それ以外の書式は、地域共生課でお渡しし ている様式に合わせてください。 様式は市川市ホームページからダウンロー ドできます。
令和5年度の説明会で配付された 様式で既に作成してしまいました。 このまま提出してよいでしょうか。	大丈夫です。
書類の提出が間に合いません。どうすればよいでしょうか。	地域共生課へご連絡ください。 地域共生課 連絡先 Ta:047-712-8518
書類の書き方がよく分かりません。	補助金書類の書き方説明会の開催を予定しております。詳しくは本手引きの最後をご覧ください。
	記入例を確認してもわからない場合は、遠慮なく地域共生課までご連絡ください。 地域共生課 連絡先 Ta:047-712-8518
会費、市補助金、分担金を計算する ときの人数は、それぞれ異なる場合 があると聞きました。 どのように計算するのですか?	P.13 に考え方を掲載しております。ご参考と してください。

ご質問	回答
今年度末でクラブを解散する予定	解散に伴う手続きはありませんが、地域共
です。手続き方法を教えてくださ	生課へご連絡をお願いします。
U1°	
	地域共生課 連絡先
	Tel: 047-712-8518
	※来年度の補助金申請を行わない場合も、 今年度分の実績報告の提出は必要です。 ※なお、年度途中でクラブを解散する場合 は、解散届を提出のうえ補助金の返還が必 要です。

7 市川市公式 Web サイトからの書類のダウンロードについて 市川市公式Webサイトから書類のダウンロードが可能です。是非ご利用ください。

「市川市 高齢者クラブ」で検索

(市川市公式 Web サイト:

ホーム > 暮らし >高齢者・介護 > 生きがい > 高齢者クラブ)

URL:https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000006.html

8 書類作成時の参考資料

(1) 活動の区分について (No.1-2、2-2関係)

活動	内 容
1. 教養活動 (学習活動)	・講演会・研修会・学習会の開催及び参加 ・パソコン教室、カルチャー教室等の開催及び参加 ・社会見学、古跡・歴史等の研究活動 ・料理教室の開催及び参加
2. 生きがいのための 活動	・レクリエーション活動(囲碁・将棋、カラオケなど) ・趣味活動(書道・茶道・俳句・短歌・民謡・舞踊・手芸など
3. 健康活動	 ・ゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、ボウリング等軽スポーツ活動 ・歩け歩け運動(ウォーキング) ・健康教室(みんなで体操等)への参加 ・健康学習会・ラジオ体操
4. 社会参加活動(ボランティア活動)	・ボランティア活動 ・世代間交流行事への参加活動(ふれあい給食会・こども会交流 等への参加) ・友愛訪問活動(寝たきり高齢者への訪問活動・一人暮らし高齢 者への一声活動) ・道路・公園・集会所・公共施設等の清掃活動及び廃品回収活動 ・花いっぱい運動等の清掃美化活動 ・「社会奉仕の日」の一斉奉仕活動(9月20日) ・老人ホーム等の社会福祉施設の慰問活動 ・募金活動 ・交通安全運動への協力活動 ・防火・防犯のパトロール活動
5. その他の活動	・クラブの運営に関わる役員会や総会等 ・親睦旅行の開催 ・新年会、忘年会、敬老会、誕生会などの開催 ・会員募集活動 ・各部会・各クラブ交流活動 ・その他の活動(特選演芸会など)

XE	

(2) 補助対象経費について(No.1-3、No.2-3関係)

補助対象・対象外の判断基準

- ①高齢者クラブとして取り組んでいる活動かどうか。(個人的なものではないこと)
- ②公金である補助金から支出するのに適しているかどうか。

解説:判断基準①について

ウォーキングや体操・ヨガなどの場合、高齢者クラブの「健康活動」として<u>皆さんで</u> <u>集まって行う</u>のであれば、補助対象となります。

(日課として個人で行う場合は、補助の対象外になります。)

また、高齢者クラブの活動に使用する物品を購入する場合について、<u>皆さんで共</u>有して使用する物品は補助対象となります。

(個人所有とみなされるものは、補助の対象外になります。)

≪ポイント≫個人で行う活動や個人の所有となる物品は対象外となります。

解説:判断基準②について

会員同士の親睦を深めるには、クラブとしての健康づくりや生きがいづくりの活動 だけでなく、旅行や会食なども大切な機会と考えております。

一方で、<u>飲食を伴う活動や慶弔に関する活動は、社会通念上、会費や参加費などから支出するようお願いします</u>。

≪ポイント≫飲食費や慶弔費は、皆さんの会費や参加費でお願いします。

別Ⅰ	体探教室を計画・美施し	に場合	
			7

会場代(賃借料)	0
講師の謝礼(報償費)	0

水分補給のための 飲み物	0
体操で使用する物品	0
(タオルなど)	

例2 敬老会を計画・実施した場合

会場代(賃借料)	0
式次第作成 (事務諸費)	0
案内文の郵送料 (郵送費)	0

記念品 (紅白饅頭など)	×
お弁当	×
水分補給のための 飲み物	0

例3 登下校の見守り活動をした場合

旗や帽子の購入費	0
ジャンパーの購入費	0

水分補給のための 飲み物	0
軽食 (お弁当やお菓子)	×

	活動費				
	補助対象になる経費	補助対象にならない経費			
	研修会を開催するための会場費	お弁当代			
1	研修会場への旅費	講師へのお菓子代			
教養	バス研修のバス代	宿泊費			
へ活 学動	資料等の購入費(材料、資料)	史跡等の拝観料(入館料)			
習事活業	講師謝礼金	会員個人に配布する書籍、DVD代			
動費	チラシ印刷代				
	通信運搬費				
	教養向上を目的とした、書籍、DVD代				
た②	補助対象になる経費	補助対象にならない経費			
め生	会場費	茶話会のお菓子代			
のき	趣味活動の備品購入費・材料費 (カラオケ機器、絵具、折り紙等)	イベントへの景品代			
動い費の	料理教室の材料費	個人所有になる備品購入費			
員の	クラブで作成する会報誌の印刷代				
	補助対象になる経費	補助対象にならない経費			
	会場費	昼食代			
3	クラブ代表として参加するスポーツ大会 への旅費	スポーツ大会等での景品代			
健康	クラブ全体で健康増進のため利用する備品購入費(血圧計など)				
活動	審判員講師等への謝礼金				
費	スポーツ用品、消耗品の購入費 (例:ゼッケン、旗、ボールなど)				
	プログラム等の印刷代				
	水分補給のための飲料代				

	活動費のつづき			
4	補助対象になる経費	補助対象にならない経費		
社	清掃用具などの購入費	昼食代(お菓子代も含む)		
会参	地域見守り活動の旗の購入費	各種募金 (赤い羽根募金、歳末助け合い募金等)		
加活	防犯パトロール、登下校の見守り関連の 道具の購入費(ゼッケン、のぼり旗等)	町内会の寄付金等		
動	花の苗の購入費			
事業	町内会子ども会との交流に係る 備品購入費			
費	水分補給のための飲料代			
	補助対象になる経費	補助対象にならない経費		
	敬老会、誕生会、新年会を開催するため の材料費(看板、飾り付け等)	敬老会、誕生会、新年会での食事代		
⑤ そ	パンフレット等の印刷代	市川市高齢者クラブ連合会の新年会会費		
の他	開催通知や資料等を会員に送るための郵 送料	プレゼント代		
16	活動時に必要な感染予防のための物品の 購入費(マスク、消毒液等)	慶弔金		
	活動に使用するカメラ、パソコン、プリ ンター等の購入費			

運営費				
	補助対象になる経費	補助対象にならない経費		
	会議を開催するに必要な会場費	会議でのお菓子代		
	資料等の印刷代	会員個人の旅費		
運	クラブ代表として参加する研修会等 への旅費	分担金(県老連・市高連会費含む)		
営費	コピー用紙や文具等の消耗品費			
	補助金書類送付時の郵送料			
	会議の飲料代			

(3) 市川市高齢者クラブ補助金額(令和6年度早見表) (No.2-3関係)

基準額: 62,000円

人数割増額: 20人を基準+1人につき500円加算

A — 1811		A - 1111		A — W	
会員数	補助金額	会員数	補助金額	会員数	補助金額
20人	62,000円	44人	74,000円	68人	86,000円
21人	62,500円	45人	74, 500円	69人	86,500円
22人	63,000円	46人	75,000円	70人	87,000円
23人	63,500円	47人	75,500円	71人	87,500円
24人	64,000円	48人	76,000円	72人	88,000円
25人	64,500円	49人	76,500円	73人	88,500円
26人	65,000円	50人	77,000円	74人	89,000円
27人	65,500円	51人	77, 500円	75人	89,500円
28人	66,000円	52人	78,000円	76人	90,000円
29人	66,500円	53人	78,500円	77人	90,500円
30人	67,000円	54人	79,000円	78人	91,000円
31人	67, 500円	55人	79,500円	79人	91,500円
32人	68,000円	56人	80,000円	80人	92,000円
33人	68,500円	57人	80,500円	81人	92,500円
34人	69,000円	58人	81,000円	82人	93,000円
35人	69,500円	59人	81,500円	83人	93,500円
36人	70,000円	60人	82,000円	84人	94,000円
37人	70,500円	61人	82,500円	85人	94,500円
38人	71,000円	62人	83,000円	86人	95,000円
39人	71,500円	63人	83,500円	87人	95, 500円
40人	72,000円	64人	84,000円	88人	96,000円
41人	72,500円	65人	84,500円	89人	96,500円
42人	73,000円	66人	85,000円	90人	97,000円
43人	73,500円	67人	85,500円	100人	102,000円

計算式

21人以上の時 62,000円 + [(会員数-20人)×500円] = 補助金額

記載の際に留意いただきたいこと



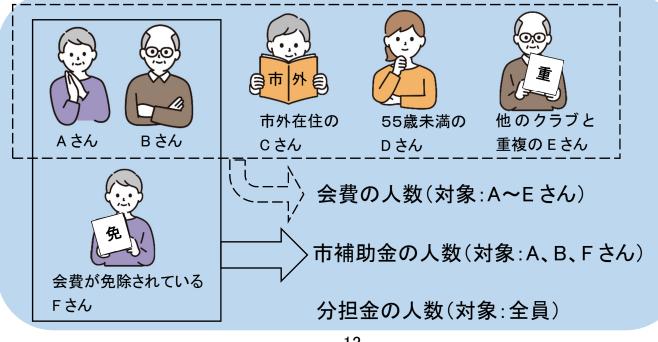
会費、市補助金、分担金を計算するときの人数は、 それぞれ異なる場合があると聞きました。 どのように計算するのですか?

下の表をご覧ください。

市補助金は、市外在住者など、人数に含まれない方がいます。 また、会費について、各クラブの会則により支払いが免除されて いる会員がいる場合があります。



A 1 MM	
会費の人数	各クラブで会則に基づき集金した会費の人数。
(収入の部「会費収入」の	(各クラブの会則により、支払いが免除されている
積算に使う人数)	会員がいる場合があります。)
市補助金の人数	以下の方を除いた人数。
(収入の部「補助金収入」	①市外在住者
の積算に使う人数)	②55歳未満
	③他のクラブにも所属し別のクラブの人数に入れて
	いる方(重複)
分担金の人数	全ての会員数。
(支出の部「分担金等支	(No.2-4「会員名簿·年齢別等状況表」の人数と同じ
出」の積算に使う人数)	人数です。)



9 参考資料

令和6年度市川市高齢者クラブ連合会分担金額早見表

(市川市高齢者クラブ連合会より)

会員数	分担金
20人	17, 200円
21人	17, 280円
22人	17, 360円
23人	17, 440円
24人	17, 520円
25人	17, 600円
26人	17, 680円
27人	17, 760円
28人	17,840円
29人	17, 920円
30人	18,000円
31人	18, 080円
32人	18, 160円
33人	18, 240円
34人	18, 320円
35人	18, 400円
36人	18, 480円
37人	18, 560円
38人	18, 640円
39人	18, 720円
40人	18,800円
41人	18,880円
42人	18,960円
43人	19,040円

会員数	分担金
44人	19,120円
45人	19, 200円
46人	19, 280円
47人	19,360円
48人	19,440円
49人	19,520円
50人	19,600円
51人	19,680円
52人	19,760円
53人	19,840円
54人	19,920円
55人	20,000円
56人	20,080円
57人	20,160円
58人	20, 240円
59人	20,320円
60人	20,400円
61人	20,480円
62人	20,560円
63人	20,640円
64人	20, 720円
65人	20,800円
66人	20,880円
67人	20,960円

会員数	分担金
68人	21,040円
69人	21,120円
70人	21, 200円
71人	21, 280円
72人	21,360円
73人	21, 440円
74人	21,520円
75人	21,600円
76人	21,680円
77人	21,760円
78人	21,840円
79人	21,920円
80人	22,000円
81人	22,080円
82人	22,160円
83人	22, 240円
84人	22,320円
85人	22,400円
86人	22,480円
87人	22,560円
88人	22,640円
89人	22,720円
90人	22,800円
100人	23,600円

メモ		

高齢者クラブおすすめ講師情報

福祉・医療・公的機関など

名 称	内 容	申 込 先
市川市社会福祉協議会	・成年後見制度の紙しばい ・遺言ノート書き方講座	市川市社協 047-320-4002
高齢者サポートセンター	・介護保険の説明	高齢者サポート センター (連絡先はチラシ参照)
市川市歯科医師会	・口腔ケアについて	口腔サポートセンター 047-332-0187
市川市薬剤師会	・薬に関する相談	薬剤師会 047-700-3700
市川市地域包括支援課	・介護予防について・フレイル予防について・認知症サポーター養成講座	地域包括支援課 047- 712-8521
市川市消費生活センター	・悪徳商法、消費生活被害について	消費生活センター 047-320-0668
市川市地域防災課	・災害、減災 ・自主防災組織	地域防災課 047-704-0065
市川市交通計画課	・自転車安全利用講習会	交通計画課 047-712-6341
市川市消防局救急課	・出張型救命講習	消防局救急課 047-333-2111 (音声ガイダンス2番)
市民安全課	・特殊詐欺、防犯	市民安全課 047-334-1129
千葉県営水道	・水道出前講座	千葉県営水道 043-211-8632

企業

名 称	内 容	申 込 先
千葉県ヤクルト販売株式会社	・腸の健康について ・(オンライン)ヤクルト工場見学	ヤクルト販売株式会社 043-311-8960
リハライフ市川 ※費用負担あり	・e スポーツ ・元気ハツラツ体操 ・フレイル&シナプソロジー	リハライフ市川 047-711-1025
株式会社エータイ	・お墓じまい ・お墓選びの講座 ・エンディングノートの書き方 ・もしバナゲーム大会	株式会社エータイ 070-1217-9876

ボランティアグループ・市民団体

名 称	内 容	申 込 先
NPO 法人歌のボランティア いちかわシャンテ ※費用負担あり	・唱歌や童謡を共に歌う ・ボランティア育成のための養成講座、 研究会の開催	代表:小澤 047-336-4107
リ・リンクル ※学生ボランティア	・スマホ教室	リ・リンクル 080-7264-2579
市川民話の会	・市川の民話	代表:湯浅 090-8819-7175
市川案内人の会	・市川の街ガイド ・市川の歴史の講座	いちかわ観光物産 インフォメーション 047-335-1711

個人ボランティア

・落語

・胡弓の演奏

・ちぎり絵

・ウクレレの演奏

・マジックの披露

・フラダンスの披露

・ホームページの作成

・笑いヨガ

・その他

【ボランティアに関する問い合わせ】

市川市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアセンター 047-320-4002

ご留意いただきたい点

- ・申し込み、お問合せは、各団体へ直接お願いいたします。
- ・講師派遣にあたり、条件がある場合もございます。各団体へ事前にご確認ください。 (平日や土日の可否、利用料金、駐車場の有無、最低必要人数、申込み期限等)

作成

市川市高齢者クラブ連合会市川市福祉部地域共生課



他にも情報が ありましたら ご紹介ください!

高齢者クラブ活動事例紹介

現在、高齢者クラブ数や会員数は、全国的にも減少傾向にあり、市川市でも高齢者クラブ加入率は2.2%(令和5年4月時点)となっております。高齢者クラブの活動を更に活性化させるために、北部圏域、南部圏域それぞれ3クラブに代表で市の補助金を使った活動事例をお聞きしました。



北部圏域(①~⑥、⑨~⑪部会)

〇4部会 宮久保台緑会 (会員数 35名)

【補助金で使ったもの】会場費、講師謝礼金、タオルの購入、会報誌等の印刷費用など 【活動例】

- ・月2回ほど健康づくりの体操を実施しており、会員同士の団結力を深めるためタオル を購入している。
- ・会報誌の発行や出席カードの作成を行い、継続的に参加できるよう意欲を高めている。

〇6部会 プラチナアカデミー会 (会員数 69名)

【補助金で使ったもの】講師謝礼金、バス借用、会報誌等の印刷費用など 【活動例】

- ・他市の広報誌に掲載されている講座に役員が参加して講師と知り合い、自身のクラブの 講座にお招きしている。講座は、身近な問題をテーマとして役員同士で持ち寄り 決めて いる。
- ・講座だけでなく、外出したいという会員のためにもバス研修を実施。
- ・年1回の味噌づくり体験会を行い、新規会員に向け周知活動を実施。

○13 部会 高石神第二高砂会 (会員数 20 名)

【補助金で使ったもの】講師謝礼金、会報誌の印刷費用、清掃用具の購入など 【活動例】

- ・月1回会報誌を配付し、行事の周知や誕生月の方のお祝いをしている。
- ・月2回の健康体操、定例会後に演奏会、イベントや講演会を実施し、親睦を深めている。
- ・社会奉仕活動として近隣公園の草刈りを実施しているが、鎌やハサミなどの物品が 古くなってきたので、新しいものを購入する予定。



南部圏域(⑦、⑧、⑱~㉑部会)

①7部会 妙典3丁目おむすび会(会員数 39名)

【補助金で使ったもの】花壇作成、誕生日カード作成、会報誌の印刷の費用、 スポーツ用具の購入など

【活動例】

- ・女性会員からの意見で、花壇づくりを実施。レンガや肥料を補助金で購入し、野菜 や花を育てている。
- ・ボッチャやグラウンドゴルフの道具を購入し、月2回実施している。
- ・年に1回誕生日カードに役員からのメッセージを書き、見守りもかねて訪問を行っている。
- ・会員ではない一人暮らしの方にも訪問を行い、その際に事業の報告や会報誌を配付している。

②19 部会 福栄かもめ元気会 (会員数 42名)

【補助金で使ったもの】 清掃用具、ペンキの購入など 【活動例】

- ・会員の高齢化により、イベントの実施も難しい。そのため、今年度補助金の用途について、会員で話し合い、清掃用具(ハサミ)を購入した。「高齢者クラブの周知」 「町を綺麗にする運動」の一つとして町内のごみ捨て場(10 か所)に寄附を行った。
- ・公園内にある高齢者クラブ所有の物置について、ペンキを塗り、長く使えるようにし た。

③20 部会 行徳ハイム喜久の会 (会員数 70名)

【補助金で使ったもの】会場費、講師謝礼金 【活動例】

- ・毎月1回の定例会後、演奏会や防犯に関する講座等を開催している。
- ・クラブ内の有志で作ったサークル(手芸、書道、切り絵等)があり、会場費等を負担 している。

今回の活動事例紹介以外にも様々な活動を実施されていることとは思いますが、 本事例を参考に、クラブ活動の活性化につなげていただければ幸いです。

市川市高齢者クラブ補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、高齢者クラブに対し、市川市高齢者クラブ補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより高齢者クラブの運営を助成し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「高齢者クラブ」とは、次に掲げる要件を満たした団体で、市長が認めたものをいう。

- (1) 生活と地域を豊かにする活動を行うため、高齢者が自主的に組織していること。
- (2) いかなる政治団体又は宗教団体にも属していないこと。
- (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上であること。
- (4) 活動が円滑に行われる程度の市内の一定区域内に住む者で構成されていること。
- (5) 会員数は、20人以上であること。
- (6) 会費によって運営されていること。

(補助金の額)

第3条補助金の額は、一の高齢者クラブにつき年額62,000円に、20人を超える会員の数に500円を乗じて得た額を加算した額とする。

2 年度途中において結成し、又は解散した高齢者クラブに対する補助金については、結成した場合にあっては交付申請を受けた日の属する月から当該年度の終了する月までを、解散した場合にあっては当該年度の始まる月から解散した日の属する月までを交付の対象とし、その額は、前項で定めた額に基づき月割計算により算出した額とする。この場合において、当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 年度途中において結成し、かつ、当該年度途中において解散した高齢者クラブに対する補助金については、前項の規定を準用する。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする高齢者クラブは、市川市高齢者クラブ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、毎年 4 月 1 日から同月 30 日までの間に行わなければならない。ただし、 年度途中において結成した高齢者クラブの交付申請その他市長がやむを得ないと認めたとき は、この限りでない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付申請を受けたときは、その内容を審査のうえ 交付の可否を決定し、市川市高齢者クラブ補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により高齢者 クラブに通知するものとする。

(交付の請求)

第 6 条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定通知を受けた高齢者クラブは、市川市 高齢者クラブ補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 市長は、前条の規定により高齢者クラブから補助金の交付請求を受けたときは、当該 交付請求を受けた日の属する月の翌月に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた高齢者クラブは、高齢者クラブ事業実績報告書(様式第4号) に次に掲げる書類を添えて年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(解散の届出等)

第9条 高齢者クラブが年度途中において解散したときは、当該高齢者クラブは、高齢者クラブ解散届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、既に補助金の交付を受けた高齢者クラブがあるときは、解散した日の属する月の翌月分以後の補助金については、これを市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 10 条 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は既に補助金の交付を 受けた高齢者クラブがあるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した 補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

公益財団法人 全国老人クラブ連合会より

老人クラブってなに?

老人クラブについて

老人クラブとは ~地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です~

活動の目的

- (1) 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- (2) その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り 組み
- (3) 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とします。



☆

入会を希望する高齢者で、概ね60歳以上の方を対象としています。

準会員や協力会員制度を取り入れ、60歳未満の方の参加も受け付けているクラブもあります。

組 額

日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織しています。 クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としています。

運 営

- 会員本意の自主的かつ民主的な運営をしています。
- クラブ活動の財源は、会員の会費によってまかなうことを基本とします。

国・地方公共団体の支援

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、国、地方自治体から支援を受けています。

連合会

小地域ごとの老人クラブ(単位クラブ)を核に、 市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に 老人クラブ連合会(を連)を組織しています。

全国のクラブ数・会員数一覧はこちら>>

単位クラブ 85,805クラブ / 4,387,233人

市区町村老連

都道府県·指定都市 63老連

全国老人クラブ連合会

※令和4年3月末現在/厚生労働省報告例

老人福祉法における「老人クラブ」の位置づけ

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者 として位置付けられています。

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講産、レクリエーションその他広く 老人が自主的かつ特極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその 他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

令和6年度

市川市高齢者クラブ補助金

書き方説明会のお知らせ

\exists	時:令和6年2月19日(月)	960
	午前 10 時~午後 4 時の間	
	※ご都合の良い時間帯にお越し	ノください。

会場:市川市役所第一庁舎 5階第1委員会室

申込方法:1月5日の理事会にて下記申込書を お持ちください。

持 ち 物:提出書類、本手引き、通帳、印鑑、 筆記用具

 市川市高齢者クラブ補助金 書き方説明会申込書

 血部会
 クラブ

 申込者
 連絡先